

---

### 3 設 計

## Q-18 建築確認におけるフラットデッキ型枠工法の注意事項は？

### A

平成 19 年 6 月 20 日施行の改正建築基準法等により、建築確認・検査が厳格化されました。フラットデッキは構造部材ではありませんが、解体を要さない打込み型枠であり、その自重は固定荷重として建物に作用します。よって本製品を使用した建築物の設計・施工においては、下記の点にご注意下さい。

1. 構造計算書の床固定荷重にフラットデッキの自重 ( $255 \text{ N} / \text{m}^2$ ) を見込んでおく
  - ・自重  $255 \text{ N} / \text{m}^2$  は、(社)公共建築協会の性能評価取得製品の自重で最大のものです。
  - ・通常よく使用されるのは、板厚  $1.2 \text{ mm}$  以下の製品であり、これが全使用面積のうち約 9 割を占めています。
  - ・板厚  $1.2 \text{ mm}$  までの限定使用であれば、自重の見込みは  $200 \text{ N} / \text{m}^2$  で十分です。
2. フラットデッキの自重を見込まなかった場合
  - ・積載荷重や仕上げ荷重を精査して、余裕があればそこでフラットデッキ自重を処理して下さい。
  - ・ここで処理できない場合は、設計荷重の再設定による架構全体への影響を検討することが必要になります。